



2022年6月22日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫  
(コード番号 8818 東証プライム)  
問合せ先 常務執行役員管理統括 多田 順一  
(TEL06-6202-7333)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の  
一部訂正について

当社は、2022年6月21日に公表しました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の記載内容の一部に誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

なお、訂正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

記

訂正の内容

〔訂正前〕

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2021年7月12日から割当対象者が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)

〔訂正後〕

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2022年7月12日から割当対象者が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)

以 上